

令和3年3月3日

特定非営利活動法人

埼玉消費者被害をなくす会 御 中

〒810-0073

福岡市中央区舞鶴3丁目1番15号

福岡DKビル4階

小川松太郎法律事務所

株式会社アルトルイズム代理人

弁 護 士 小 川 松 太 郎

TEL 092-724-5627

FAX 092-724-5628

冠省 当職は、貴会に対し、株式会社アルトルイズムの代理人として本書を差し上げます。

貴会による令和2年12月2日付回答書に対し、以下のとおり回答致します。

1 消費者契約法4条1項の該当性について

貴会は、本件商品に関するウェブサイトの表示について、消費者契約法4条1項の不実告知にあたることを主張されています。

しかしながら、不実告知とは、重要事項について事実と異なることを告げることをいい、それは、真実又は真正ではないことをいうものです。

貴会のご主張では、上記ウェブサイトにおいて、いかなる表示が不実告知にあたるか不明です。

従いまして、貴会において、いかなる表示が不実告知にあたるのか明示していただきますようお願い致します。

2 申し入れの法的根拠について

貴会は、改めて、アルトルイズムに対し、ホームページ・メールマガジン・健康つうしんにて、消費者庁より措置命令を受けた具体的な表示内容と実際について明記をした上で、再度、返品・返金の措置を講じることを求め、その根拠を「被害回復裁判手続きに関する業務」（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「本件法律」と言います）第65条2項1号）にあると主張されています。

しかしながら、貴会による上記要求は、裁判手続きとは明らかに別個のものであり、到底、被害回復裁判手続きに関する業務に該当するとは考えられません。

また、本件法律は、特定の団体に対し、訴訟追行権を認めることを主な目的とするものであり、裁判外における特別な権限を付与するものではありません。

従いまして、貴会において、改めて、上記要求の根拠を示して頂きますようお願い致します。

### 3 回答等公開の法的根拠について

貴会は、アルトルイズムからの回答等を公開することについて、本件法律65条2項3号、同82条を根拠とすると主張されています。

しかしながら、同条項において情報を提供できる相手方は、対象消費者（対象債権を有する消費者）に限定されており、無制限に一般の人を対象とするものではありません。

また、同条項における情報は、提供できるに過ぎず、無制限に公開を許すものではありません。

そして、提供できる情報の内容は、「共通義務確認の訴えを提起したこと、共通義務確認訴訟の確定判決の内容その他の必要な情報」と記載されていることから、訴訟に関する開示可能な客観的事実に限定されており、貴会と事業者との間の事実上のやりとり等は含まれません。

従いまして、上記条項は、貴会に対し、貴会の一方向的な主張に基づく、貴会と事業者との間の事実上のやりとりを、一般の人に無制限に公開できる権利を与え

るものではありません。

よって、かかる行為を行い、それによりアルトルイズムにおいて損害が発生した場合には、貴会に対し、損害賠償請求を行うこととなりますので、その旨ご理解下さい。

以 上